

## 東京都板橋区課長補佐の職の指定等に関する要綱

(平成11年4月1日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年板橋区訓令第8号。以下「統括課長等の指定等に関する規程」という。）第4条及び第7条の規定に基づき、課長補佐の職の指定に関する基準及び必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号。以下「組織規則」という。）別表に掲げる出先機関をいう。
- (2) 課 組織規則に定める課及びこれに相当する組織並びに事業所の課並びに課に相当する事業所をいう。
- (3) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長及びこれに相当する職並びに各処務規程に規定するこれらに相当する職をいう。
- (4) 係長級の職 組織規則第9条の2第1項から第3項に規定する係長及び担当係長並びに各処務規程に規定するこれらに相当する職をいう。

### (職の位置づけ)

第3条 課長補佐の職は、係間の調整を行うなど、特に重要かつ困難な事務を処理し、課長を補佐する係長級の職とする。

### (指定基準)

第4条 統括課長等の指定等に関する規程第4条の別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 課において庶務事務を担当する係長級の職を、原則として、課長補佐に指定する。
- (2) 前号のほか、次に掲げる係長級の職を課長補佐に指定することができる。
  - ア より専門技術的な事務を処理する係長級の職
  - イ 豊富な経験、知識等に基づき、特に困難な事務を処理する係長級の職

### (指定方法)

第5条 統括課長等の指定等に関する規程第4条に定める課長補佐の職の指定は、前条に定める指定基準に基づき行い、その指定する職は別表のとおりとする。

### (職責)

第6条 課長補佐は、上司の命を受け担任の事務を処理し、課長の職務遂行を補佐する。

(任用管理)

第7条 課長補佐の職にある者の異動は、課長補佐として指定する職の間で行うものとする。

(発令)

第8条 課長補佐の職の発令は、別記の例による。ただし、これにより難しい場合は、別に定めることができる。

(その他の必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、課長補佐の職の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から実施する。
- 2 東京都板橋区総括係長の指定等に関する要綱（昭和62年3月31日区長決定）は、廃止する。

付 則

この一部改正は、平成11年6月16日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成14年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成29年7月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成29年8月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成29年9月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、令和7年4月1日から実施する。

付 則

この一部改正は、令和8年4月1日から実施する。

別記（第8条関係）

〇〇部〇〇課〇〇係長（課長補佐）を命ずる

板橋区長

## 別表(第5条関係)

番号	指定する職	指定基準
1	政策経営部政策企画課総合調整係長	A
2	政策経営部政策企画課庁舎機能調整係長	C
3	政策経営部創造都市デザイン課創造都市推進係長	A
4	政策経営部経営戦略課経営戦略推進係長	A
5	政策経営部財政課財政担当係長	A
6	政策経営部広聴広報課広聴係長	A
7	政策経営部IT推進課管理係長	A
8	政策経営部施設経営課施設経営係長	A
9	政策経営部施設経営課機械設備係長	B
10	政策経営部施設経営課電気設備係長	B
11	総務部総務課総務係長	A
12	総務部総務課秘書係長	C
13	総務部総務課文書係長	C
14	総務部総務課法規係長	C
15	総務部人事課人事係長	A
16	総務部人事課定数管理担当係長	C
17	総務部人事課労務担当係長	C
18	総務部契約管財課庁舎管理係長	A
19	総務部契約管財課管財用地係長	C
20	総務部契約管財課契約係長	C
21	総務部契約管財課検査係長	B
22	総務部課税課税務係長	A
23	総務部納税課計画係長	A
24	総務部区政情報課情報公開係長	A
25	総務部男女社会参画課男女平等推進係長	A
26	危機管理部防災危機管理課危機管理係長	A
27	危機管理部地域防災支援課地域防災係長	A
28	区民文化部地域振興課庶務係長	A
29	区民文化部地域振興課地域振興係長	C
30	区民文化部地域振興課板橋地域センター所長	C
31	区民文化部地域振興課熊野地域センター所長	C
32	区民文化部地域振興課仲宿地域センター所長	C
33	区民文化部地域振興課仲町地域センター所長	C
34	区民文化部地域振興課富士見地域センター所長	C
35	区民文化部地域振興課大谷口地域センター所長	C
36	区民文化部地域振興課常盤台地域センター所長	C
37	区民文化部地域振興課清水地域センター所長	C
38	区民文化部地域振興課志村坂上地域センター所長	C
39	区民文化部地域振興課中台地域センター所長	C
40	区民文化部地域振興課蓮根地域センター所長	C
41	区民文化部地域振興課舟渡地域センター所長	C
42	区民文化部地域振興課前野地域センター所長	C
43	区民文化部地域振興課桜川地域センター所長	C
44	区民文化部地域振興課下赤塚地域センター所長	C
45	区民文化部地域振興課成増地域センター所長	C
46	区民文化部地域振興課徳丸地域センター所長	C
47	区民文化部地域振興課高島平地地域センター所長	C
48	区民文化部戸籍住民課管理係長	A
49	区民文化部戸籍住民課仲町区民事務所長	C
50	区民文化部戸籍住民課常盤台区民事務所長	C
51	区民文化部戸籍住民課志村坂上区民事務所長	C
52	区民文化部戸籍住民課蓮根区民事務所長	C
53	区民文化部戸籍住民課下赤塚区民事務所長	C
54	区民文化部戸籍住民課高島平区民事務所長	C
55	区民文化部文化・国際交流課文化・国際交流係長	A
56	区民文化部文化・国際交流課美術館長	C
57	区民文化部スポーツ振興課管理係長	A
58	産業経済部産業振興課産業支援係長	A
59	産業経済部くらしと観光課観光振興係長	A
60	赤塚支所住民サービス係長	A
61	健康生きがい部高齢政策課総合調整係長	A

## 別表(第5条関係)

番号	指定する職	指定基準
62	健康生きがい部生涯活躍推進課シニア地域づくり係長	A
63	健康生きがい部介護保険課介護DX推進係長	A
64	健康生きがい部国保年金課管理係長	A
65	健康生きがい部後期高齢医療制度課管理収納係長	A
66	健康生きがい部(保健所)健康推進課保健政策係長	A
67	健康生きがい部(保健所)地域保健課災害医療推進係長	A
68	健康生きがい部(保健所)地域保健課地域保健係長	B
69	健康生きがい部(保健所)生活衛生課管理係長	A
70	健康生きがい部(保健所)生活衛生課医務・薬事係長	B
71	健康生きがい部(保健所)予防対策課管理・公害保健係長	A
72	健康生きがい部(保健所)予防対策課感染症対策係長	B
73	板橋健康福祉センター保健福祉係長	A
74	板橋健康福祉センター保健指導係長	B
75	上板橋健康福祉センター保健福祉係長	A
76	赤塚健康福祉センター保健福祉係長	A
77	赤塚健康福祉センター保健指導係長	B
78	志村健康福祉センター保健福祉係長	A
79	志村健康福祉センター保健指導係長	B
80	高島平健康福祉センター保健福祉係長	A
81	福祉部(福祉事務所)福祉総務課庶務係長	A
82	福祉部(福祉事務所)地域福祉連携課地域福祉推進係長	A
83	福祉部(福祉事務所)障がい政策課計画推進係長	A
84	福祉部(福祉事務所)障がいサービス課支援調整係長	A
85	福祉部(福祉事務所)板橋福祉課管理係長	A
86	福祉部(福祉事務所)板橋福祉課保護第一係長	C
87	福祉部(福祉事務所)赤塚福祉課管理係長	A
88	福祉部(福祉事務所)赤塚福祉課保護第一係長	C
89	福祉部(福祉事務所)志村福祉課管理係長	A
90	福祉部(福祉事務所)志村福祉課保護第一係長	C
91	子ども家庭部子ども政策課計画調整係長	A
92	子ども家庭部保育運営課保育管理係長	A
93	子ども家庭部保育運営課保育研修担当係長	B
94	子ども家庭部保育運営課赤塚保育園長	B
95	子ども家庭部保育運営課大谷口保育園長	B
96	子ども家庭部保育運営課小桜保育園長	B
97	子ども家庭部保育運営課中板橋保育園長	B
98	子ども家庭部保育運営課蓮根保育園長	B
99	子ども家庭部保育運営課紅梅保育園長	B
100	子ども家庭部保育運営課高島平もみじ保育園長	B
101	子ども家庭部保育運営課西台保育園長	B
102	子ども家庭部保育運営課高島平くるみ保育園長	B
103	子ども家庭部保育運営課上板橋保育園長	B
104	子ども家庭部保育運営課さかうえ保育園長	B
105	子ども家庭部保育サービス課民間保育第一係長	A
106	子ども家庭部子育て支援課子育てサービス係長	A
107	子ども家庭部子育て支援課志村児童館長	B
108	子ども家庭部子育て支援課上板橋児童館長	B
109	子ども家庭部子育て支援課南板橋児童館長	B
110	子ども家庭部子育て支援課高島平児童館長	B
111	子ども家庭部子育て支援課はすのみ児童館長	B
112	子ども家庭部子育て支援課なります児童館長	B
113	子ども家庭部子育て支援課大山東児童館長	B
114	子ども家庭部子育て支援課西徳児童館長	B
115	子ども家庭部子育て支援課清水児童館長	B
116	子ども家庭部子育て支援課赤塚児童館長	B
117	子ども家庭部(子ども家庭総合支援センター)支援課管理・サービス調整係長	A
118	子ども家庭部(子ども家庭総合支援センター)援助課運営係長	A
119	子ども家庭部(子ども家庭総合支援センター)保護課調整係長	A
120	資源環境部環境政策課環境政策係長	A
121	資源環境部資源循環推進課管理係長	A
122	資源環境部資源循環推進課清掃事業係長	C

別表(第5条関係)

番号	指定する職	指定基準
123	板橋東清掃事務所管理係長	A
124	板橋西清掃事務所管理係長	A
125	都市整備部都市計画課調整・都市基盤DX係長	A
126	都市整備部都市計画課都市計画係長	B
127	都市整備部建築指導課建築庶務係長	A
128	都市整備部建築指導課意匠審査係長	B
129	都市整備部建築安全課建築耐震係長	A
130	都市整備部住宅政策課住宅政策推進係長	A
131	まちづくり推進室まちづくり調整課調整・不燃化まちづくり係長	A
132	まちづくり推進室高島平まちづくり推進課企画・事業調整係長	A
133	まちづくり推進室地区整備課上板橋駅南口係長	A
134	まちづくり推進室鉄道立体化推進課鉄道立体化推進係長	A
135	土木部土木計画・交通安全課調整係長	A
136	土木部土木計画・交通安全課かわまちづくり計画係長	C
137	土木部管理課占用係長	A
138	土木部管理課土木管理係長	B
139	土木部工事設計課工務係長	A
140	土木部みどりと公園課みどり計画係長	A
141	南部土木サービスセンター工事調整係長	A
142	南部土木サービスセンター補修係長	B
143	北部土木サービスセンター工事調整係長	A
144	北部土木サービスセンター補修係長	B
145	会計管理室出納係長	A

指定基準欄の区分

- A；第4条（1）による指定（庶務担当者の基準）
- B；第4条（2）アによる指定（専門技術の基準）
- C；第4条（2）イによる指定（特に困難な事務の基準）